

- スーパーシティのデータ連携基盤の整備事業者は、行政機関等に対し、必要なデータの提供を求めることができる（現行の国家戦略特区法第28条の2、第28条の3）。
- 行政機関等は、このデータ提供の求めがあった場合、当該事業者へのデータ提供に加え、地域の関係者が幅広くデータを利活用できるよう、**オープンデータ化を推進**。その際、**動的なデータ**（混雑・人流情報等）**についてはAPIの作成・公開等を推進**。

現 行

データ連携基盤
整備事業者

①データの提供
の求め

②データの提供

行政機関

（国、地方公共団体 等）

改 正（案）

データ連携基盤
整備事業者

幅広い地域の関係者

①データの提供
の求め

②データの提供

〔動的なデータに
ついては、API
の作成・公開〕

③オープンデータとして公開

〔動的なデータに
ついては、API
の作成・公開〕

行政機関

（国、地方公共団体 等）